

青梅市教育委員会規則第7号

青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月10日

青梅市教育委員会

教育長 橋 本 雅 幸

青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

青梅市教育委員会処務規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

第 3 5 条中「命令された」を「した」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。